

労働基準法労務管理講座

「働き方改革関連法と、迫られる労基署対応」 ～罰則付きの改正労基法施行により厳しさを増す労基署への対応～

主催 (一社) 大田労働基準協会 (幹事) (一社) 三田労働基準協会 (一社) 品川労働基準協会 渋谷労働基準協会
(一社) 新宿労働基準協会 (一社) 池袋労働基準協会 王子労働基準協会 向島労働基準協会

働き方改革関連法は、70年ぶりの大改革ということで、来年の4月から順次施行されます。改正法の中には、時間外労働の上限規制（大企業は2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日施行）や年休付与義務（企業規模にかかわらず2019年4月1日施行）等罰則付きのものもあり、法施行後は、法遵守させるための労基署の監督指導はより厳しいものとなることが予想され、また、悪質とみなされると送検対象にもなることもあります。

本講座は、このような罰則付きの改正法や様式が変わった36協定、さらに労働時間の適正把握等について企業は何を注意しなければならないか、また、労基署にはどう対応したらよいのかについてわかりやすく解説いたします。ぜひご参加ください。

1. 日時 2019年2月22日(金) 13時30分～16時20分 (受付13時15分～)
2. 講師 森井 博子 氏 (元労働基準監督署長 特定社会保険労務士)
3. 内容
 - ・ 過罰則付き時間外労働の上限規制の注意点
 - ・ 36協定 (特別条項)・指針の注意点
 - ・ 罰則付きの年休付与義務の注意点
 - ・ 労働時間の客観的把握についての注意点
 - ・ 「フレックスタイム制」の留意点
 - ・ 「高度プロフェッショナル制度」の留意点
 - ・ 労基署の監督指導の視点
 - ・ 労基署の送検対象にならないためには
4. 定員 80名 (先着順)
5. 会場 大田区立 消費者生活センター 2F 大集会室 (裏面案内図参照)
6. 受講料 (消費税込) 会員 4,000円 それ以外の方 6,000円
7. 申込方法等 (この案内はPCで、品川労働基準協会と入力し検索してHPから、プリント可)
 - ① 裏面申込書により、品川協会宛に Fax (03-3447-2490) して下さい。
 - ② 折り返し、受講番号を記し「受講票」として Fax 返信します。講習当日ご持参下さい
 - ③ 受講料は2月15日(金)までに、下記口座にお振込み下さい (振込手数料はご負担願います)。なお、後日、振込銀行先、振込日等を裏面 Fax でお知らせ下さい。

1. みずほ銀行	五反田支店	口座番号	普通	2970474
2. 三菱UFJ銀行	五反田支店	口座番号	普通	0228757
口座名義 一般社団法人 品川労働基準協会 会長 佐野角夫 (サノ スミオ)				
振込人名の前に講習会の月日をご記入下さい。(記入例→ 0222 〇〇カイシャ等)				

- ④ 受講の取消：2月15日(金)までの受講取消は受講料全額を返還いたします。
(振込手数料はご負担下さい)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おき下さい。

なお、受講の取消しのご連絡が2月15日(金)締切日までない場合も受講料は負担して頂きます。

労働基準法労務管理講座

FAX 申込書・受講票

受講日の前に、受講料の振込先、金額、振込日等、これに記入し fax でお知らせ下さい。	みずほ銀行五反田支店 (円) 月 日
	三菱 UFJ 銀行五反田支店 (円) 月 日

▲実施日 : 2019年2月22日(金)13:30~16:20(受付開始13:15~)

▲場 所 : 大田区消費者生活センター 2階 大集会場

申込先 品川労働基準協会 FAX 03-3447-2490

『事業場事項欄』 (この案内はPCで、品川労働基準協会と入力し検索してHPから、プリント可)

会員非会員別	(○を付して下さい。) 品川・大田・三田・渋谷・新宿・池袋・王子・向島・会員以外		
事業場名			
所在地			
業 種	(講師の事前準備の為に記入下さい。)		
申込担当職 氏 名			
T E L		F A X	

『受講者事項欄』 (2名以上の場合、この用紙をコピーしてご使用下さい。)

フリガナ		受講	*
受講者氏名		番号	

注: 個人情報、本講習の目的以外に利用することはありません。

開催場所: 大田区消費者生活センター
大田区蒲田 5-13-26

JR 蒲田駅 東口徒歩4分

* 駐車場はございませんので、
公共交通機関をご利用ください。

※ 本講座についての問い合わせは、
(一社) 大田労働基準協会
電話 3738-0118

